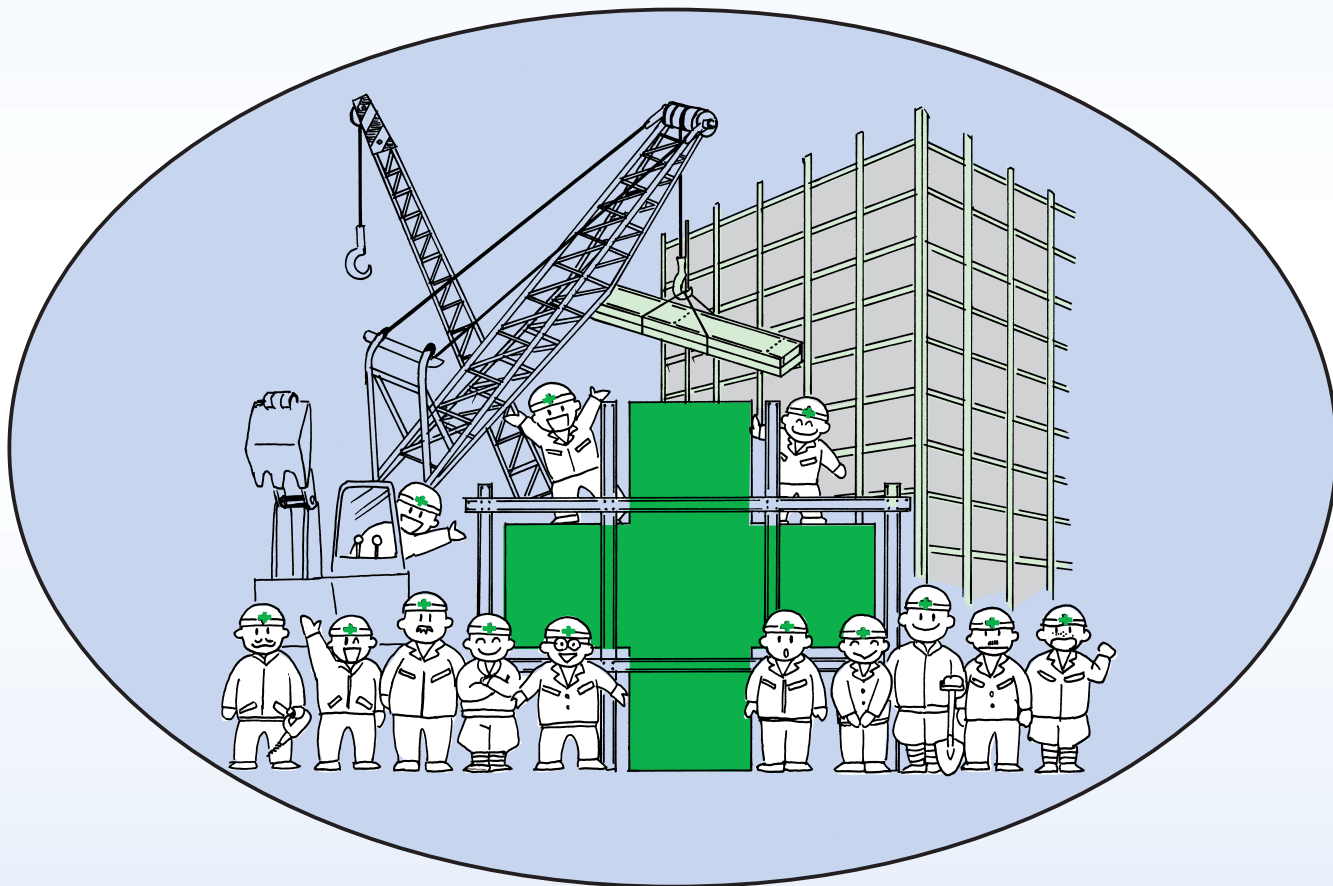


全国建設業労災互助会にお任せください！  
会員の皆様方の安定経営をしっかりとサポートさせていただきます！

# 社団法人 全国建設業労災互助会入会のご案内

事業主と働く者をガッチリ結ぶ 労災互助会制度（トータル補償制度）

（労災上積み補償制度）  
（第三者賠償補償制度）  
（建築・土木工事補償制度）



厚生労働大臣許可  
社団法人 全国建設業労災互助会

<http://www.rousaigojyokai.or.jp/>

本部：〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2丁目8番地 プライム神田ビル3階  
TEL 03-3256-0506 FAX 03-3253-4895

## 「社団法人全国建設業労災互助会」入会のおすすめ

建設業における労働災害は、事業主並びに労働者の方々および関係諸団体のたゆまない努力にかかわらず、事業の特殊性から、いまだに事故発生率が高いことはいなみがたく、とくに死亡および重篤災害の発生は、残念ながら全産業中最高を占めている現状であります。

労働災害に対する補償には、政府の所管する労災保険がありますが、必ずしも十分とはいえません。

社団法人 全国建設業労災互助会（以下「互助会」という。）は、労災事故の調査研究及び政府労災保険の上積み補償を行うことを主たる目的として、昭和54年に調査研究と労災互助制度の実施を中心に労働大臣の許可を得て創設されたものです。

互助会の主な事業は、

- ① 労災互助会調査研究事業
- ② 労災互助会共済事業
- ③ 労災互助会のその他のサービス事業 です。

## 全国建設業労災互助会の主な3つの事業

### 労災互助会調査研究事業

労働者の福祉向上と建設業に従事する関係者等の事業基盤の充実を図ることを目的に専門家による「労災補償等の調査研究会」を開催し、研究報告を会員等の皆様に提供しています。

### 労災互助会共済事業

建設業の皆様の労働災害並びに工事に起因する様々な危険に対応する3つの補償制度を会員等の皆様に提供しています。

- 労災上積み補償制度
- 第三者賠償補償制度
- 建築・土木工事補償制度

### 労災互助会その他のサービス事業

その他のサービス事業として以下のサービスを会員等の皆様に提供しています。

- 労災補償等の経験豊富な者及び顧問弁護士の相談サービス
- 健康介護相談サービス
- その他サービス（建設業ISO関連サービス、就業規則等社内規定診断サービス 等）

# I. 労災互助会調査研究事業

## 1. 「労災補償等の調査研究会」の開催

労働災害及び事業に関連する事故に迅速かつ適切に対応するため、斯界の専門家からなる「労災補償等の調査研究会」を開催し、もって労働者の福祉向上と建設業に従事する関係者等の事業運営の基盤の充実を図ることとしています。

平成19年の研究報告は2. のとおりです。

## 2. 「労災補償等の研究会報告」

- 労働災害の現状
- 高齢化時代の安全・衛生
  - 災害防止のためのガイドライン—
- 死を招く熱中症を防げ
- 過重労働による健康障害を防ぐために
- 健康診断を実施した事業場の皆様へ
- 労災かくしは犯罪です
- 労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます
- 労災保険給付の概要
  - 通勤災害の認定事例—
- 過労死等の概要
- パートタイム労働法が変わります
- 妊娠・出産・育児に当たってのさまざまな制度と雇用管理について
- 労働者派遣事業と請負により行われる事業と区分に関する基準
- 外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不労の防止に理解とご協力を
- 事業場が進める心の健康づくりの活動を支援します

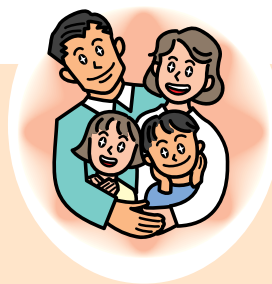


(注) 研究会報告は「(社) 全国建設業労災互助会会員のために (必携)」に掲載しています。

## 3. 情報の提供

互助会は研究報告を作成し会員等に配布するとともに、「互助会ニュース」なども併せて作成し情報として提供いたします。

## Ⅱ. 労災互助会共済事業



互助会は今日、建設業の皆様の労働災害ならびに工事に起因する様々な危険から

- ・労働者及びそのご家族の生活安定、福祉向上を図るとともに
- ・事業主が安心して事業の健全な経営を確保するとともにお守りするため

次の3つの補償制度（トータル補償制度）をご提供しております。

是非、この機会にご検討ください。

### 全国建設業労災互助会補償制度の特色

- 幅広い！ 工事に関わる様々な危険を、幅広くカバーします！
- 割安！ 厚生労働大臣の許可団体で、団体のスケールメリットを活かしているため、個別で加入されるよりも割安な掛金になっております！
- 簡単！ 1年間のすべての工事をまとめて補償します！（契約のかけ忘れの心配は不要。事務手続きも簡単。）
- 事故対応は万全！ 経験豊富な専門スタッフによる、適切なアドバイスを提供します。

### 1. 労災上積み補償制度

政府労災保険の給付対象となる労働災害についての労災上積み補償制度

### 労災上積み補償制度の特色

- 経営事項審査制度の15ポイントの加点となります。
- 全ての工事で働く全ての労働者を補償します。（下請労働者やアルバイトも補償）
- 有利で幅広い補償内容が実現
  - ・業務災害だけでなく、通勤災害も補償
  - ・死亡及び後遺障害1級～7級又は1級～14級の身体障害を補償  
特に重度後遺障害1級～3級を高額補償
  - ・業務災害等に伴う被災者や遺族の方との示談交渉費用等及び賠償金を最大600万円補償
  - ・後遺障害に伴う災害付帯費用給付金を口数に応じて最大50万円事業主に支給
  - ・死亡時に伴う災害付帯費用給付金を口数に応じ最大200万円支給 **内容充実!**
  - ・政府労災保険未加入者の補償は死亡1口800万円（後遺障害の場合32万円～800万円を給付）を支給 **NEW!**
  - ・入院見舞金も支給（※20日以上入院） **NEW!**
- 休業による損害も補償（※オプション補償） **内容充実!**

### 2. 第三者賠償補償制度

工事遂行中及び工事終了引渡し後に生じた偶然な事故によって生じた人身事故、財物損壊事故による第三者に対する賠償損害についての補償制度

### 第三者賠償補償制度の特色

- 安心の大型補償 対人賠償限度額／1事故5億円 対物賠償限度額／1事故1億円
- 有利で幅広い補償内容が実現
  - ・工事遂行中の賠償事故はもちろん、工事終了引渡し後の賠償事故も対象！
  - ・年間包括契約だから期間中の全請負工事（下請工事も含む）が対象
  - ・リース・レンタル建設機械（賃貸借契約に基づき借りている工事車両）の破損事故も補償！
- 損害額が10万円を超えたら、自己負担額はゼロ
- 地盤崩壊による賠償事故も補償（※オプション補償）
- 第三者を死亡させた場合の第三者死亡時費用見舞給付金も支給

### 3. 建築・土木工事補償制度

火災・台風・作業ミスなど、工事期間中に工事現場で偶然な事故により、工事対象物などに生じた損害についての補償制度

### 建築・土木工事補償制度の特色

- 安心の大型補償 建築工事：請負金額限度 土木工事：1事故1000万円／1工事通算2000万円
- 有利で幅広い補償内容が実現
  - ・工事対象物の他、資材や仮設工事も対象！
  - ・台風・水災などの自然災害はもちろん、盗難、作業ミスによる人為的災害によって生じた事故も対象
- 雪災害による事故も補償（※オプション補償）

第三者賠償補償制度及び建築・土木工事補償制度は、原則として、労災上積み補償制度に加入の「正会員」が利用できるものです。労災上積み補償制度以外の補償制度の加入の方は「準ずる会員」となっていますが、「正会員」になれることをおすすめします。

すでに、労災事故、工事中のリスクに関し各種対策を講じておられる企業におかれましても、十分な補償力を備えるために、またその上積みとして、互助会の補償制度をご活用されますようおすすめします。

## Ⅲ. 労災互助会のその他サービス事業

### ● 労災補償等の経験豊富な者及び顧問弁護士の相談サービス

労災事故をめぐる問題として、事故の予防・事故の補償などについて、どのような書類をどこに提出するか、どのように記載するか、などの具体的な事例について相談をお受けします。

また、必要に応じて労災上積み補償をめぐる対応で関係者との交渉などをどのように行うか、労働に関する基本的なことを相談する専門の顧問弁護士をご紹介します。

### ● 健康介護相談サービス

互助会では、会員企業の福祉向上を目的として㈱損保ジャパン・ヘルスケアサービスと提携し、「健康・介護相談サービス」事業を推進しています。

本サービスでは、「健康・介護相談」・「人間ドック紹介」・「くすり相談」及び「郵便検診紹介」を無料で実施しており、今話題のメタボリック・シンドロームやメンタルヘルス等に関する相談もできます。

**専用フリーダイヤル 0120-631-301**

(利用時間：年中無休で24時間受付)

### ● その他サービス

互助会では、正会員等の福祉向上を目的として、前記のサービスのほかに正会員等のために広く情報をご提供しています。そのため、事業運営上関係のある㈱損害保険ジャパンと提携し、建設業に関連する事業を正会員等が円滑に推進していただくため、次のような情報を無料で（一部の資料を除く）ご提供しています。

#### 1. 建設業ISO関連サービス

ISO9000・ISO14000に関連する各種情報提供及び認証取得のためのコンサルティングを実施いたします。

#### 2. 就業規則等社内規定診断サービス等

社会保険労務士による就業規則等のチェック及びその結果レポートならびに就業規則等に関する各種のレポートを提供いたします。

#### 3. 公的補助金・助成金受給診断サービス

公的補助金・助成金の受給可能性診断を行い、結果レポートを提供いたします。

#### 4. 建設業向け最新経営レポート提供サービス

建設業に関する最新の経営レポートを提供いたします。

主契約の内容

（この制度は、互助会が運営する共済制度です。）

1. 政府労災保険加入者互助契約（基本契約）

この契約は、政府労災保険の給付対象となる業務災害又は通勤災害に対し、政府労災保険の上積み補償として、給付金を事業主を通じ当該労働者又はご遺族にお支払いします。「災害付帯費用等の給付金」は、事業主にお支払いします。

(1) 給付対象の労働者

加入期間中に行なわれる「元請・下請すべての工事」で働く「すべての労働者」（下請労働者、アルバイト等を含む）が対象となります。

継続事業（事務職等その他各種事業）は、直接雇用されている労働者のみが給付の対象となります。

※建設業諸団体等は継続事業のみ担保の契約もできます。

※共同施工方式（甲型JV）工事は、原則として除かれますので、工事ごとに別途お申し込みください。（ご希望により年間包括契約に含めて加入もいただけます。）

※下請協力業者のグループでの一括加入（当該元請会社の工事に従事中の事故に給付）による契約もできます。（下請協力会方式）

(2) 給付の種類と金額（1口あたり）

業務災害、通勤災害について補償します。

給付の種類と被災者1名・1口あたりの給付額は以下のとおりです（除く③）。死亡・障害給付金はI型（障害等級7級まで）・II型（障害等級14級まで）の2種類ありますのでご希望の型をお選びください。

※最高6口まで加入いただけます。



①死亡・障害給付金

		I型	II型
死亡		800万円	800万円
	1級	1200万円	1200万円
障害等級	2級	1200万円	1200万円
	3級	1200万円	1200万円
	4級	400万円	400万円
	5級	300万円	300万円
	6級	200万円	200万円
	7級	100万円	100万円
	8級		80万円
	9級		70万円
	10級		50万円
	11級		40万円
	12級		30万円
	13級		20万円
	14級		10万円

③災害付帯費用等の給付金

1) 事故解決費用等支援給付金

NEW

1名1災害につき（1口あたり）	100万円	最大600万円（6口）
-----------------	-------	-------------

業務災害等に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等、及び賠償金について補償します。

※基本契約の加入口数に応じた補償額となります（6口限度）。  
※給付金の支払は、実費支給となります。

※賠償金の給付は、政府労災の認定が必要となります。

※示談交渉等を行なう際は、必ず事前に互助会あてにご連絡ください。

2) 災害付帯費用給付金

ア. 障害災害付帯費用給付金

	加入口数		
	1～2口	3～4口	5～6口
障害1～7級	20万円	35万円	50万円
障害8～14級	10万円	20万円	30万円

NEW

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（お見舞金、再発防止対策費など）として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額を一律給付します。

※I型に加入の場合、死亡及び後遺障害1～7級までが給付の対象となります。

イ. 死亡災害付帯費用給付金

	加入口数		
	1～2口	3～4口	5～6口
死亡	100万円	150万円	200万円

内容充実

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（葬祭費、花代など）として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額を一律支給します。

(3) 負担金等の算出方法

前年度の事業種類別（下記の表による）完工高により算出いたします。

負担金等は別途お見積もりさせていただきます。

建築事業	その他の建設事業
建築一式工事、大工、左官、石、屋根、電気、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上げ、熱絶縁、電気通信、建具、消防施設、清掃施設、庭園、舗装等	土木一式工事、とび・土工・コンクリート、管、水道施設、しゅんせつ、造園、さく井、道路新設、機械の組み立て又は据付等

（注）水力発電施設等上表にない特殊な事業については別途ご相談ください。

## 2. 政府労災保険特別加入者互助契約

政府労災保険特別加入者は記名式となりますので氏名を申込書に記載の上ご加入ください。  
給付の種類と金額は左記互助契約（基本契約）と同じです。1口あたりの負担金等は加入人数により算出します。

### 下請業者政府労災保険特別加入者無記名加入方式

貴社の下請業者の政府労災保険特別加入者を無記名で全員加入することもできます。  
1口あたりの負担金等は、1. 政府労災保険加入者互助契約（基本契約）負担金等の5%です。

## 3. 政府労災保険未加入者等互助契約

1. 中小事業主、一人親方等の政府労災保険未加入者は記名式となりますので氏名、従事される作業、生年月日を加入申込書に記入してご加入ください。  
給付の種類と、被災者1名・1口あたりの金額は次のとおりです。

給付の種類		給付額
死亡給付金	事故日から180日以内に死亡した場合	800万円
後遺障害給付金	事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じ給付されます。	32万円 ～800万円
入院見舞金	入院日数 20日以上 50日未満	5万円
	// 50日以上100日未満	10万円
	// 100日以上	15万円

内容充実

1口あたりの負担金等は人数により算出します。

後遺障害の程度は別途「政府労災保険未加入者の給付金の種類と給付額」をご参照ください。

2. ボランティア関係

建設業関係団体の契約を対象とします。給付額等詳細は別紙によります。

### 特約の内容

主契約でお支払いの対象とならない休業損害を、特約への加入により補償します。

### 休業補償（追加特約）

#### ご希望により労災事故による休業損害も補償します！

政府労災保険の給付対象となる業務災害又は通勤災害による休業損害について特約への加入により補償されます。

#### (1) 給付金額

以下の3つのパターンからお選びいただけます。

休業給付金 (1日あたり)	Aパターン	Bパターン	Cパターン
	5,000円	3,000円	2,000円

#### (2) 給付内容

給付対象者	給付内容		
	免責日数	支払対象期間	給付限度日数
①元請・下請全ての工事で働く労働者 ②継続事業（直接雇用している労働者） ③政府労災保険特別加入者 ④下請業者政府労災保険特別加入者	3日	3年	1092日
⑤政府労災保険未加入者		2年	730日

※休業期間の認定は、政府労災保険の認定に従います。

ただし、政府労災保険未加入者に係る認定は、互助会にて行います。

#### (3) 負担金等の算出方法

- 基本契約（元請・下請全ての工事で働く労働者）の負担金等は、主契約と同様に前年度の事業種類別完工高により算出します。
- 継続事業、政府労災保険特別加入者（記名式）、政府労災保険未加入者（記名式）は1名あたりの負担金等により算出します。
- 下請業者政府労災保険特別加入者（無記名式）の負担金等は、基本契約負担金等の5%です。

※互助会では、規約に基づき給付金の支払原資を確保することを目的に損害保険会社と保険契約を締結しています。

## 第三者賠償補償制度

(請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)

第三者に対する賠償責任負担に対する補償制度。

### 主契約の内容

(この制度は、互助会を契約者とする損害保険契約と互助会の共済制度を組み合わせています。)

## 1. 給付の対象となる工事

### (1) 年間契約

加入期間中に施工する全ての工事(元請、下請工事)

※共同施工方式(甲型JV)工事は、原則として除かれますので、工事ごとに別途お申し込みください。

(ご希望により年間契約に含めて加入することもできます。)

※工事終了引渡後(生産物特約)事故は、加入期間中に発生した事故を補償しますので、加入期間以前の工事に起因する事故も補償されます。

### (2) 共同企業体契約

共同企業体により施工する工事

## 2. 給付の支払い対象となる主な事故

■工事遂行中または工事終了引渡後に生じた偶然な事故によって通行人や周囲の住民など第三者にケガを負わせたり、第三者の財物に損害を与えたことにより、加入者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を補償金額の範囲内でお支払いします。

※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。(ただし、第三者が死亡した場合は、「第三者死亡時費用見舞給付金」が別途支払われます。)

※発注者・受注者グループ間についてはそれぞれ互いを他人とみなし、お互いの賠償責任(交差責任)を補償します。元請-下請間、下請業者相互間の事故については対象外となります。

■賃貸借契約でレンタルした建設機械(自走できる工事用車両)を破損させたことにより、被る賠償責任も補償します。

※通常の故障、盗難、キャタピラ・タイヤの単独損害はお支払いの対象となりません。

■賠償責任の発生の有無にかかわらず、加入者の業務の遂行に起因して第三者が死亡した場合に付帯費用として加入者に見舞給付金をお支払いします。(第三者死亡時費用見舞給付金)

### 具体事故例

#### <工事中の事故>

資材が落下し、通行人にけがをさせた。



#### <工事引渡し後の事故>

引渡し後のビルの壁が崩れ隣の店舗を崩壊した。



#### <第三者死亡時費用見舞給付金>

第三者が工事現場で死亡したため、見舞金を持参した。



#### <リースレンタル建設機械の破損事故>

賃貸借契約でレンタルした建設車両機械を破損した。



※リース・レンタル建設機械の破損事故は、次のことを要件に補償対象とします。

- ①賃貸借契約に基づいて借りていること。
- ②自走可能な工事用車両であること。
- ③車種については、「重要事項等説明書」に記載されているものを対象とします。(運搬用途の車両(ダンプカー・トラック等)は対象外)
- ④車両本体部分の破損、汚損を補償します。(キャタピラ、タイヤ等の単独損害は対象外)
- ⑤通常使用中の故障、および盗難は対象外。

#### <その他の事故>

- ・建設機械で埋設管を損傷した。
- ・配管の接続溶接が不十分だったため、工事引渡し後水漏れし、損害を与えた。
- ・道路工事箇所をバイクで通行した人がスリップして転倒し、骨折した。原因は敷いてあった鉄板にスリップ防止を施していなかったため。

## 3. お支払い限度額・自己負担額

対人賠償	1名につき	2億円	1事故につき	5億円
対物賠償			1事故につき	1億円
自己負担額	1事故につき10万円以下の損害は自己負担となります。 (10万円を超える場合は自己負担なしで全額の補償となります。)			
第三者死亡時費用見舞給付金	1名につき	30万円	1事故につき	150万円

※加入期間中に何回事故が発生しても、その都度上記を限度としてお支払いします。

※被害者にも過失がある場合は、お支払いする給付金からその過失分が差し引かれます。(除く第三者死亡時費用見舞給付金)

※第三者死亡時付帯費用見舞給付金は、(社)全国建設業労災互助会が独自で行う自家共済の補償です。

## 4. 負担金等の算出方法

負担金等の算出は直近1年間の事業種類別完工高により算出します。(※事業種類の分類は、11頁の「事業種類分類表」を参照ください。)

## 5. お支払いする給付金

- (1) 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
  - ①身体傷害の場合：○治療費 ○休業損失（死亡の場合は本人の得べかりし利益の喪失） ○慰謝料
  - ②財物損害の場合：○被害者に支払うべき修理費などの損害賠償金（※ただし、財物の時価額を超えない範囲）
- (2) 被害者に対する応急手当、病院などの緊急措置に要した費用
- (3) 損害が発生した場合、損害の拡大を防止または軽減するために必要または有益であった費用
- (4) 訴訟費用、弁護士費用（必ず事前に互助会または引受保険会社にご相談ください）
- (5) 賠償責任の発生の有無にかかわらず、加入者の業務の遂行に起因して第三者が死亡した場合の見舞金（第三者死亡時費用見舞給付金）

## 6. お支払いの対象とならない主な事故

- (1) 加入者（下請業者を含みます。）の故意
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- (3) 加入者（下請業者を含みます。）の従業員が加入者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任及び加入者（下請業者を含みます。）と同一世帯の親族に対する賠償責任
- (4) 自動車の所有、使用または管理に起因する事故（ただし、工事現場内及び施設内の建設用工作車による賠償事故に限り、自動車保険を超える部分についてのみ支払い対象となります。）
- (5) 排水、排気、排煙に起因する事故
- (6) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然事変による事故  
『請負業者賠償責任（工事遂行中の補償）』
- (7) 加入者（下請業者を含みます。）の行う地下工事、基礎工事又は、土地の掘削工事に伴う次の損害
  - 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物等の損壊（特約加入により補償対象となります。）
  - 地下水の増減（特約加入により補償対象となります。）
- (8) 施設（工事現場）の屋根、扉、戸、窓もしくは通風筒から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任  
『生産物賠償責任（工事が完成し、引渡し後の補償）』
- (9) 仕事の瑕疵に基づく工事の目的物の損壊それ自体の賠償責任
- (10) 加入者（下請業者を含みます。）が、機械・装置又は資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

### 特約の内容

主契約でお支払いの対象とならない事故を、特約への加入により補償します。

### 地盤崩壊危険担保（追加特約）

#### (1) お支払い限度額・自己負担額

対物賠償	1事故 2000万円 期間中 4000万円
自己負担額	1事故 5万円

#### 特約の対象となる事故

ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・橋梁工事・トンネル工事（沈埋トンネル工事を除く）・地下鉄工事・上下水道工事・地下街・地下駐車場等の大規模掘削工事・土地造成工事・河川工事（漁業権侵害による損害を除く）

#### 特約の対象とならない事故

ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事 など

#### (2) 給付の支払い対象となる主な事故

ご加入者が行う工事に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは、土砂の流出流入に起因して、土地、土地の工作物、植物が損壊し、または動物が死傷したことについて、ご加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

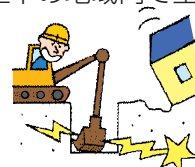
また、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊についてご加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

具体的には次のような場合です。

- ・下水道工事のため掘削作業を行っていたところ土砂崩れを起こし、下にあった民家に損害を与えてしまった。
- ・工事中の振動が地中を伝わり、隣家のブロック塀にひびが入ってしまった。
- ・掘削工事に伴い周辺の地盤が沈下し、建物が傾いてしまった。 など

#### (3) お支払いの対象とならない主な事故

- ①無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する損害
- ②地下水の増減およびその利用に係る損害（工事に伴う地下水の増減によって生ずる損害は補償されず。）
- ③地盤の崩壊による道路、河川、堤防の損害
- ④工事終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害
- ⑤シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損害
- ⑥シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊に係る損害
- ⑦薬液注入に係る費用
- ⑧設計変更または工事変更のための費用 など



#### (4) 負担金等の算出方法

負担金等の算出は直近1年間の完工高により算出します。

【ご注意】事故が特に多いご加入者の場合、「第三者賠償補償制度」の継続加入をお断りする場合があります。

## 建築・土木工事補償制度

(建設工事保険、土木工事保険)

工事対象物などに生じた損害についての補償制度。

### 主契約の内容

(この制度は、互助会を契約者とする損害保険契約を活用しています。)

#### 1. 給付の対象となる工事

##### (1) 年間契約 加入期間中に施工する建築および土木工事 (元請、下請工事)

※共同施工方式 (甲型JV) 工事は、原則として除かれます (ご希望により年間包括契約に含めて加入することもできます。) ので、工事ごとに別途お申し込みください。

※元請工事のみを対象とするご契約もできます。

##### (2) 共同企業体契約 共同企業体により施工する建築および土木工事

上記(1)、(2)の対象工事は以下のとおりです。

建築工事	土木工事
ご加入者が行われる建築工事 ビル、工場建物、住宅などの建物の建築 (増築・改築・改装・修繕工事を含まず) を主体とする工事	ご加入者が行われる土木工事 (道路工事、鉄道工事、橋梁下部工事、トンネル工事、地下鉄工事、ダム工事、堰堤工事、上下水道工事、栈橋工事、ドック工事、地下街工事、地下駐車場工事、土地造成工事 など) を主体とする工事

※次のような工事は対象工事とすることができません。

- ・付帯設備のみの工事 (ただし、建物の建築・増築に付随して、これらの工事が行われる場合には、これらを含めて対象工事とすることができます。)
- ・鋼構造物 (鉄塔、タンクなど) を主体とする工事 (注)
- ・解体工事や取片付け工事 (注)

※設備工事、組立工事の専門業者の方はご加入できません。

(注: 鋼構造物を主体とする工事、解体工事、取片付け工事は建物の建築・増築に付随して行われる場合でも対象工事とはなりません。)

#### 2. 給付の支払い対象となる主な事故

建築・土木工事補償制度は、①工事現場において②不測かつ突発的な事故により③補償の対象について生じた損害を補償します。

具体的には

- 台風、暴風、暴風雨、豪雨、洪水、高潮等の風水災によって生じた損害
- 地すべり、地盤の急激な沈下、崩壊、落盤、異常土圧によって生じた損害
- 盗難によって生じた損害
- 従業員のミス、設計の欠陥によって生じた事故 などです。

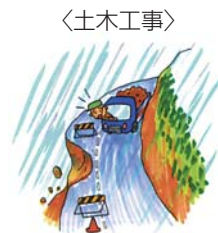
##### 具体事故例

###### 〈建築工事〉

- ・建築中の建物が火事になり全焼してしまった。
- ・資材置場に保管中の鉄骨が夜間、トラックにより持ち去られた。
- ・現場事務所などの仮設建物が、暴風のため崩壊した。

###### 〈土木工事〉

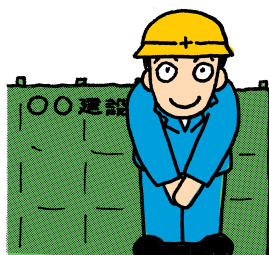
- ・道路工事中、集中豪雨により建設中の道路法面が崩壊した。
- ・下水道工事にて、豪雨により現場工区内に土砂が流入し、鉄筋型枠内に土砂が推積した。
- ・夜間、何者かによって積み上げておいた鉄筋が盗まれた。



#### 3. お支払い限度額・自己負担額

##### (1) 支払い限度額

建築工事	請負金額限度
土木工事	1事故1,000万円 / 1工事通算2,000万円



##### (2) 自己負担額 (1事故につき)

建築工事	自己負担額
土木工事	○火災・落雷・破裂・爆発による損害…0円 ○その他の損害…10万円  ○火災・落雷・破裂・爆発による損害…0円 ○盗難による損害…10万円 ○上記以外の損害…工事ごとに異なります。 ・造園・上下水道工事の場合…請負金額の0.6% (請負金額の0.6%が30万円を下回る場合は30万円、50万円を上回る場合は50万円が自己負担額となります。) ・河川・トンネル・港湾・海岸・土地造成・ダム・災害復旧工事…請負金額の2.0% (請負金額の2.0%が100万円を下回る場合は100万円、300万円を上回る場合は300万円が自己負担額となります。) ・その他の工事…請負金額の1.0% (請負金額の1.0%が50万円を下回る場合は50万円、100万円を上回る場合は100万円が自己負担額となります。)

#### 4. 負担金等の算出方法

負担金等の算出は直近1年間の事業種類別完工高により算出します。

※事業種類の分類は、11頁の「事業種類分類表別表」を参照ください。また、設備工事は除かれます。

## 5. 工事対象物の範囲

### (1) 補償の対象となるもの

建築工事	土木工事
①工事の目的物（工事の対象となっている全ての物件） ②前記①に付随する仮工事の目的物（支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工など） ③工事のために仮設される電気配線、配管、電話（携帯電話は除く）・伝令設備、照明設備、保安設備 ④工事中仮設建物（現場事務所、宿舍、倉庫など）及びこれらに収容されている什器・備品 ⑤工事中材料及び工事中仮設材（木材、鉄骨、セメントなど）  ※発注者からの支給材は、各工事の請負金額の10%あるいは、10万円のいずれか大きい金額を工事期間中の限度額として支払われます。	工事現場における ①本工事（完成引渡しを要する工事の目的物）及びこれに付随する仮工事 仮工事とは、支保工、型枠工、支持枠工、足場工、仮橋、仮棧橋、土留工、締切工、路面覆工、防護工、工事中道路、工事中軌道、仮護岸、仮排水水路、土砂場（仮置場）、土取場などをいいます。 ②前記①の工事中材料及び工事中仮設材 ③現場事務所、宿舍、倉庫その他の仮設建物及びこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具、非常用具）  ※発注者からの支給材は、各工事の請負金額の10%あるいは、10万円のいずれか大きい金額を工事期間中の限度額として支払われます。

### (2) 補償の対象とならないもの

建築工事	土木工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>据付機械設備等の工事中仮設備、工事中機械器具及びこれらの部品</li> <li>航空機、船舶又は、水上運搬用具、機関車、自動車その他の車輛</li> <li>設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類するもの</li> <li>従業員の私物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>据付機械設備等の工事中仮設備、工事中機械器具及びこれらの部品</li> <li>航空機、船舶又は、水上運搬用具、機関車、自動車その他の車輛</li> <li>設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずるもの</li> <li>従業員の私物</li> </ul>

## 6. お支払いする給付金

建築工事	土木工事
1. 損害給付金 2. 残存物取り片付け費用給付金（損害給付金の6%を限度） 3. 臨時費用給付金（損害給付金の20%、1事故100万円を限度） ※残存物があるときは、その価額が差し引かれます。  次の費用は、損害の額に含まれません。 (1) 仮修理費 (2) 排土、排水費用 (3) 工事内容の変更又は改良による増加費用 (4) 補償の対象となるものの損傷復旧方法の研究費用、調査費用又は復旧作業の休止もしくは手持費用	1. 補償の対象となるものの修理費 2. 補償の対象となるものの修理に直接必要な排土費用、排水費用 ※残存物があるときは、その価額が差し引かれます。  次の費用は、損害の額に含まれません。 (1) 工事内容の変更又は改良による増加費用 (2) 補償の対象となるものの損傷復旧方法の研究費用、調査費用又は復旧作業の休止もしくは手持費用 (3) 損害の防止又は軽減のため支出した費用

## 7. お支払いの対象とならない主な事故

- (1) 加入者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- (3) 瑕疵または自然の消耗
- (4) 湧水の止水または排水費用
- (5) 補償の対象物が工事以外の用途に使用された場合、その使用によってその部分に生じた損害
- (6) 寒気（かんき）、霜、氷（ひょうを除く）又は雪によって生じた損害  
 ※雪による損害はオプション加入により補償の対象となります。
- (7) 残材調査の際に見つかった紛失または不足の損害
- (8) 補償の対象物の設計、施工、材質または制作の欠陥を補強、取替、除去するために要した費用
- (9) 矢板、くい、H鋼型などの打ち込みもしくは引抜きの際において生じた曲損、破損、又は引抜き不能損害
- (10) 掘削工事に伴う余堀りまたは肌落ちの損害（土木工事のみ）
- (11) 捨石、被覆石（土木工事のみ）
- (12) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 など

### 特約の内容

主契約でお支払いの対象とならない雪災害等による損害を、特約への加入により補償します。

### 雪災害危険担保（追加特約）

#### ご希望により雪災害等による損害も補償します！

主契約では、お支払いの対象とならない「寒気（かんき）、霜、氷（ひょうを除く。）又は雪」による損害が特約への加入により補償されます。

※負担金等の算出は、主契約と同様に直近1年間の事業種類別完工高により算出します。

※自己負担額は、主契約と同様に事故類別、工事別に異なります。

【ご注意】 事故が特に多いご加入者の場合、「建築・土木工事補償制度」の継続加入をお断りする場合があります。

## ご加入の方法と手続きについて

### 1. 加入資格者およびご加入の形態

- (1) 加入資格者  
社団法人全国建設業労災互助会の目的に賛同して入会した建設業を行う事業主又は事業主の団体
- (2) 共済制度加入資格者  
① (社) 全国建設業労災互助会の正会員  
② (社) 全国建設業労災互助会の正会員に準ずる者
- (3) 共済制度のご加入の形態  
「労災上積み補償制度」  
「第三者賠償補償制度」  
「建築・土木工事補償制度」
- 3つの制度については各種組み合わせができます。

※「労災上積み補償制度」にご加入される方は、お支払いいただく負担金等に会費、共済制度掛金が含まれます。「第三者賠償補償制度」又は「建築・土木工事補償制度」のみご加入される方は、共済制度掛金の他に年2000円の会運営費のお支払いが必要です。

### 2. ご加入方法および補償期間

- (1) 加入のお申込みは随時受け付けます。
- (2) 所定の加入申込書にご記入・ご捺印のうえ、(社) 全国建設業労災互助会あてに送付ください。また、併せて負担金等を(社) 全国建設業労災互助会負担金等振込口座へお振込ください。(振込手数料はご加入者負担となります。)
- (3) (社) 全国建設業労災互助会にて加入申込内容、負担金等振込口座への入金を確認後、加入証、領収証を送付いたします。
- (4) 補償期間は原則お申込み受付日の翌月1日の午後4時から開始し、翌年の応答月の1日(午後4時まで)の1年間です。
- ※1) JV工事等の有期事業個別契約においては、当該事業開始日の午後4時から当該事業が完了する日の午後4時までを補償期間とします。(JV工事以外の有期事業個別契約の加入はできません。)
- ※2) 「建築・土木工事補償制度」は、補償期間が始まった後でも、工所用材料および工所用仮設材が、工事現場において輸送用具から荷卸が完了したときから、工事の目的物の引渡しするとき(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了したとき)までを補償期間とします。

### 3. 負担金等

- (1) 負担金等とは  
・「労災上積み補償制度」の「負担金等」とは会費、共済制度掛金のことをいいます。  
・「第三者賠償補償制度」の「負担金等」とは会運営費、共済制度掛金、損害保険料のことをいいます。  
・「建築・土木工事補償制度」の「負担金等」とは会運営費、損害保険料のことをいいます。
- (2) ご加入者の直近1年間の完成工事高に対し、係数を乗じて算出いたします。
- ※1) この補償制度の負担金等を定めるために用いる「負担金等算出基礎」は、直近の会計年度における完成工事高となっており、本年度の金額と誤差が生じた場合でも補償期間終了後の確定精算はありません。  
ただし、完成工事高が30億円を超える建築・土木工事補償制度の契約につきましても、補償期間終了後、完成工事高の確定数値に基づき算出した負担金等との差額を精算させていただきます。
- ※2) 完成工事高の申告が事実と相違している場合、給付金が削減されたり、支払われない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 負担金等算出の基礎については、次の補償制度により負担金等の算出の基礎となる事業種類の分類が異なりますのでご注意ください。

〈「労災上積み補償制度」、「第三者賠償補償制度」の負担金等の事業種類分類表〉

建築事業	その他の建設事業
建築一式工事、大工、左官、石、屋根、電気、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上げ、熱絶縁、電気通信、建具、消防施設、庭園、舗装 等	土木一式工事、とび・土工・コンクリート、管、水道施設、しゅんせつ、造園、さく井、道路新設、機械の組み立て又は据付 等

〈「建築・土木工事補償制度」の負担金等の事業種類分類表〉

建築事業	土木工事
建築一式工事、大工、左官、屋根、タイル・レンガ・ブロック、板金、塗装、防水、内装仕上げ、建具 等	土木一式工事、とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ、造園、さく井 等

※「建築・土木工事補償制度」では「石、電気、鋼構造物、鉄筋、ガラス、熱絶縁、電気通信、消防施設、清掃施設、管、水道施設、機械の組立又は据付」等の設備工事、組立工事は対象となりません。(設備工事、組立工事の専門業者の方はご加入いただけません。)

- (4) 負担金等の分割払い  
それぞれの補償制度の負担金等が30万円を超える場合は、負担金等の分割払いができます。支払いは順月でお支払いください。

①30万円以上60万円未満 3分割	②60万円以上120万円未満 6分割	③120万円以上 12分割
-------------------	--------------------	---------------

※第2回目以降の負担金等のお支払いは、お支払い月に(社) 全国建設業労災互助会より請求書、振込依頼書を送付します。

## 4. その他の注意事項

- (1) 加入申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- (2) ご契約内容の変更等がある場合には、事前に裏面のお問合せ先までご連絡ください。  
 ※住所を変更される場合  
 ※給付金額等ご契約内容を変更される場合  
 ※この補償制度と補償の範囲が重なる他の保険契約等を締結される場合 など  
 ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、給付金が削減される場合等がありますのでご注意ください。
- (3) 加入証明書は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入証明書が届かない場合には、(社)全国建設業労災互助会まで連絡ください。
- (4) 第1回目の負担金等の分割払いの該当月の払込がなく、払込期日から2か月以内に納入されなかった場合、ご契約を解除させていただく場合がございます。
- (5) このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、(社)全国建設業労災互助会及び取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

## 負担金等のモデル例

### <労災上積み補償制度>

#### (モデル例)

- セット割引：15% ■年間完成工事高の工事種類の割合（建築工事：土木工事＝50%：50%）
- ISO割引：5% ■規模別割引は完工高に応じて適用

完工高	主契約負担金等	休業補償特約（追加）負担金等		
		5000円コース	3000円コース	2000円コース
1億円	約 2.8万円	+約 5.3万円	+約 3.1万円	+約 2.1万円
5億円	約 10.9万円	+約 20.8万円	+約 12.3万円	+約 8.2万円

### <第三者賠償補償制度>

#### (モデル例)

- ISO割引：5% ■年間完成工事高の工事種類の割合（建築工事：土木工事＝50%：50%）

完工高	主契約負担金等	地盤崩壊特約（追加）負担金等
1億円	約 10.2万円（9.2万円）	+約 3万円（3.0万円）
5億円	約 42.0万円（37.8万円）	+約 15万円（15.0万円）

※上記掛金は、モデル例です。実際の負担金等は、セット割引、ISO割引の適用の有無、工事種類の割合によって異なります。（ ）内は損害保険料を表示しており、負担金等との差額は共済制度掛金となります。  
 なお、「労災上積み補償制度」にご加入しない場合は、別途年2,000円の会運営費が必要となります。

### <建築・土木工事補償制度>

#### (モデル例)

- 年間完成工事高の工事種類の割合（建築工事：土木工事＝50%：50%）

完工高	主契約負担金等	雪災害特約（追加）負担金等
1億円	約 14.0万円（14.0万円）	+約 1.5万円（1.5万円）
5億円	約 69.8万円（69.8万円）	+約 7.5万円（7.5万円）

※上記掛金は、モデル例です。工事種類の割合によって異なります。（ ）内は損害保険料を表示しています。  
 なお、「労災上積み補償制度」にご加入しない場合は、別途年2,000円の会運営費が必要となります。

### <負担金等の内訳について>

- 労災上積み補償制度の負担金等は、(社)全国建設業労災互助会が運営する共済制度の原資です。本互助会では、規約に基づき給付金の支払原資を確保することを目的に損害保険会社と保険契約を締結しています。
- 第三者賠償補償制度は、(社)全国建設業労災互助会を契約者とする団体保険制度です。お支払いいただく負担金等（会運営費を除きます）のうち90%を互助会が指定する損害保険会社と締結する損害保険料に充てられています。10%は、自家共済の原資に充てられています。  
 ※地盤崩壊危険担保特約（追加）負担金等は全額が損害保険料に充てられています。
- 建築・土木工事補償制度は、(社)全国建設業労災互助会を契約者とする団体保険制度です。お支払いいただく負担金等（会運営費を除きます）は、互助会が指定する損害保険会社と締結する損害保険料に充てられています。

## 給付金の請求手続きについて

1. 給付対象となる事故が発生した場合、ただちに（社）全国建設業労災互助会に連絡ください。  
（事故報告が遅れますと、損害額の確認などに支障をきたすこともありますので、発生後直ちに概要をご一報ください。）
2. ご連絡をいただいた後、（社）全国建設業労災互助会より給付金請求関係書類をお送りいたします。
3. 請求書類が揃い次第、原則として「労災上積み補償制度」は7日以内に、「第三者賠償補償制度」、「建築・土木工事補償制度」は30日以内に給付金をお支払いいたします。
4. 労災上積み補償制度の給付金は、正会員を通じて被災者本人もしくはその遺族に支払われます。  
（事故解決費用等支援給付金・災害付帯費用給付金は正会員に支払われます。）また、給付金を支払った場合には、すみやかに正会員を通して「給付金受領書」等を互助会に提出してください。
5. 事故の解決に当たりましては、本会又は引受保険会社が十分にご相談を受けさせていただきます。正会員等はその処理に当たって弁護士への示談交渉依頼等を行う場合、事前連絡を本会あてに行い（緊急の場合は引受保険会社）、本会は、引受保険会社にその旨連絡を行うとともに、引受保険会社は、会員等あて事故後の対応を含め連絡を行います。示談交渉等は、必ず引受保険会社と連絡、相談しながらおすすめてください。引受保険会社に連絡がないまま示談交渉を実施されますと、支払われた（又は支払う予定の）損害賠償金等の全部または一部について給付金が支払われない場合がありますので、必ず事前に相談ください。  
※本制度では、引受保険会社が加入者に代わり示談代行を行うことはできません。

## 経営事項審査制度について

1. 建設業法に定める経営事項審査制度では、次の3条件を充たした法定外労働災害補償制度に加入しますと加算評価されます。  
〈条件〉
  - ①業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
  - ②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
  - ③少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること。
2. （社）全国建設業労災互助会の「労災上積み補償制度」は、上記3条件を充たしておりますので、「労災上積み補償制度」の加入証明書のコピーをご提出いただきますと15点が加算されます。加入証明書は、契約成立後、領収証と共にお送りします。



# 政府労災保険制度をご存知ですか

## 労災保険制度のあらまし

労災保険制度は、次の保険給付や事業を行うことを目的とする保険制度です。

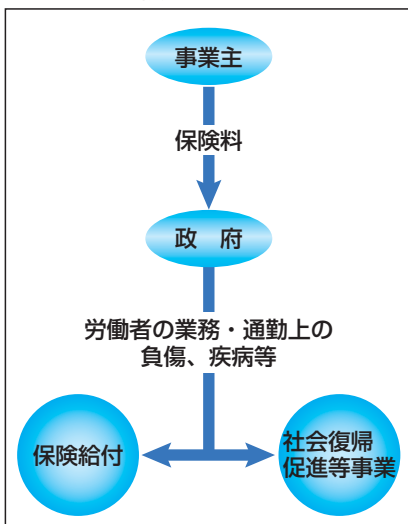
- ① 仕事が原因となって生じた負傷、疾病、障害、死亡（業務災害）を被った労働者やその遺族に対して迅速公正な保護のために必要な保険給付
- ② 通勤が原因となって生じた負傷、疾病、障害、死亡（通勤災害）を被った労働者やその遺族に対して迅速公正な保護のために必要な保険給付
- ③ 被災した労働者の社会復帰の促進、被災した労働者やその遺族に対する援護、適正な安全衛生等を図るための事業（社会復帰促進等事業）

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業に適用されます。また、これらの事業に使用される労働者であれば、常用、臨時雇、日雇、パートタイマー、派遣労働者などすべての雇用形態の労働者に適用されます。

労災保険の保険料は、すべて事業主（会社）が負担しますので、労働者は保険料を負担する必要はありません（図3参照）。



図3 労災保険制度



労災保険は、労働者が被災した災害について、労働基準監督署長が業務災害又は通勤災害と認定した場合に、次の保険給付が行われます（図4、図5参照）。

- (1) 療養（治療等）を必要とするとき 療養の給付又は療養の費用の支給（療養（補償）給付）
- (2) 労働者が療養のため休業したとき 休業4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%支給（休業（補償）給付）
- (3) 療養開始後1年6か月経過しても治癒しないとき 年金支給（傷病（補償）年金）
- (4) 治癒後障害が残ったとき 年金又は一時金支給（障害（補償）給付）
- (5) 被災した労働者が介護を必要とするとき 介護費用支給（介護（補償）給付）
- (6) 被災した労働者が死亡したとき 遺族に年金又は一時金及び葬祭料支給（遺族（補償）給付及び葬祭料（給付））

また、定期健康診断等において脳・心臓疾患に関連する異常の所見がみられたときには、「二次健康診断等給付」が行われます。

図4 労災保険給付

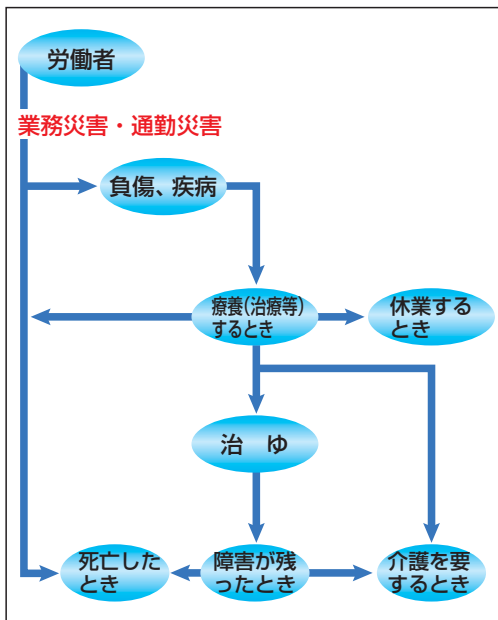
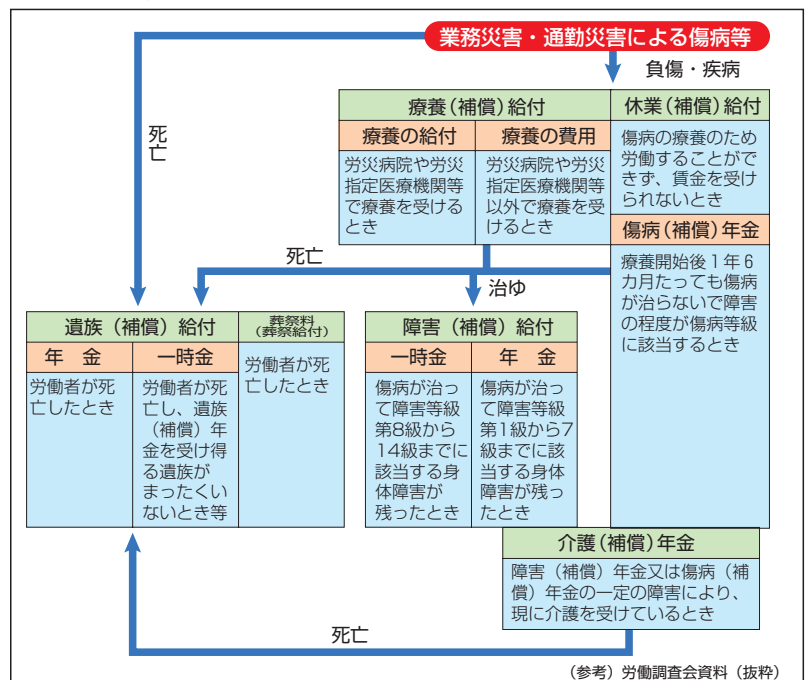


図5 労災保険の給付チャート



## ※参考 労災上積み補償制度の税務処理

### 1. 加入者

#### <1> 労災上積み補償制度の負担金等

法人事業所では「損金」、個人事業主では「必要経費」となります。

#### <2> 給付金

「死亡給付金」

いったん雑収入として計上し、死亡退職金弔慰金として遺族に支給したとき、損金（個人事業主の場合は必要経費）に算入できません。

「後遺障害給付金」、「休業補償給付金」

いったん雑収入として計上し、社会通念上妥当な後遺障害見舞金あるいは傷害見舞金として被災労働者に支給したとき、その全額を損金（個人事業主の場合は必要経費）に算入できます。

### 2. 被災労働者（または遺族）

「死亡補償給付金」

非課税

※ただし、災害補償規程がない場合で、その額が社会通念上妥当でない高額の場合は取扱いが変わることもあります。

「後遺障害給付金」、「休業補償給付金」

社会通念上、妥当と認められる場合は非課税

【注意】実際の税務の取扱は、税理士または税務署にご確認ください。

「第三者賠償補償制度」及び「建築・土木工事補償制度」は下記保険会社と共同保険による損害保険契約を締結しており、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。損保ジャパンは、幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っています。各引受保険会社の引受割合につきましては、下記のお問合せ先までご確認ください。

### 【保険会社破綻時の取扱い】

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

### 【個人情報の取扱いについて】

本契約に関する個人情報は、各引受保険会社において取得・利用されます。

各引受保険会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

ご加入される方は、これらの情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

### 【お問合せ先】

社団法人

全国建設業労災互助会

本部：〒101-0041

東京都千代田区神田須田町2丁目8番地

プライム神田ビル3階

TEL 03-3256-0506

FAX 03-3253-4895

〈取扱代理店〉

緑富士株式会社

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-8

TEL 03-3256-0559 FAX 03-5297-5020

〈引受保険会社〉

幹事：(株)損害保険ジャパン

営業開発第二部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-4026 FAX 03-3349-4860

三井住友海上火災保険(株)

〈提携代理店・メモ欄〉



取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(SJ08-02997：2008年7月8日作成)